

東かがわ市告示第 24 号

公共下水道の供用を開始するので、下水道法第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、令和7年3月14日から2週間、東かがわ市事業部都市整備課において縦覧に供する。

令和7年3月14日

東かがわ市下水道事業

東かがわ市長 上村 一郎

記

1. 供用（下水の処理）を開始する年月日      令和7年4月1日
2. 供用（下水の処理）を開始する区域      東かがわ市三本松の一部
3. 供用を開始する排水施設の位置      別添図面のとおり
4. 供用を開始する排水施設の分流式又は合流式の別      分流式